

**答 申 書**  
(答申第38号)  
平成19年1月24日

---

**1 審査会の結論**

特定法人の建設業法に係る処分に関する別紙1の表の左欄に掲げる公文書のうち、同表の右欄に記載されている非開示部分のうち、異議申立てのあった別紙2に記載されている部分を非開示としたことは、妥当である。

**2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨**

(省略)

**3 審査会の判断**

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書は、株式会社〇〇〇〇（以下「本件法人」という。）の建設業法に係る処分に関する一切の書類のうち建設部関係分である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、別紙1の公文書（以下「本件公文書」という。）を特定し、本件公文書の一部が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第1号に規定する非開示情報（以下「1号情報」という。）又は同条同項第2号に規定する非開示情報（以下「2号情報」という。）に該当するとして別紙2のとおり一部開示決定処分を行った。

異議申立人は、一部開示決定処分により非開示とされたうち、法人等の代表者及び個人（公務員を除く）の印影を除く部分の開示を求めていることから、本件非開示部分のうち当該部分を非開示としたこと（以下「本件処分」という。）の妥当性について判断することとする。

(3) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関が本件処分において1号情報に該当するとして非開示としたものは、別紙2のアのとおりである。

実施機関は、これらの情報のうち①から⑤については、特定の個人が識別される情報であること、⑥については、具体的な苦情内容であって、個人に関するプライバシーの記述があること、⑦から⑬については、個人の財産に関する情報であり、いずれも通常他人に知られたいと認められることから、1号情報に該当する旨主張する。

ウ これらの情報は、既に開示している情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報となると認められる。

特定個人の氏名等が開示されると、当該個人がマンション管理組合の役員であるこ

と、建設業法に係る監督処分を受けた法人の関係者であること、苦情を申し立てたこと、マンションの共有財産の状態等、の事実が明らかとなり、一般に、このような情報は、通常他人に知られたくないと認められることから、1号情報に該当するものと判断する。

(4) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものは、非開示情報に該当する旨定めている。

イ 実施機関が本件処分において2号情報に該当するとして非開示としたものは、別紙2のイのとおりである。

実施機関は、これらの情報のうち、①から⑧については、法人に関する情報であること、⑨及び⑩については、法人の工事に関する技術情報であり、いずれも開示することにより、当該法人の事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められることから、2号情報に該当する旨主張する。

ウ 2号情報の「不当に損なわれると認められるもの」に該当するかどうかは、当該法人に係る当該事業の性格、規模、事業活動における当該情報の位置付けなどを客観的に判断して行うものとされている。

別紙2のイに掲げる情報のうち、①から⑧については、本件法人と取引関係にある法人に関する情報、本件法人と工事発注者であるマンション管理組合との工事請負契約に関する情報、本件法人と下請業者との支払いに関する情報等であり、また、⑨及び⑩については、本件法人の工事に関する技術情報であり、いずれもこれを公開することは、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与え、社会的な地位が不当に損なわれると認められるものであり、本件処分において非開示とした部分は、2号情報に規定する非開示情報に該当するものと認められる。

(5) 異議申立人のその他の主張について

ア 異議申立人は、本件法人が建設業法違反処分の対象となったマンション修繕工事に係る当該マンションの区分所有者であり、その利益が損なわれるため開示すべきである旨主張する。

しかしながら、情報公開制度は、何人に対しても、開示請求を認める制度であり、開示・非開示の判断に当たり、開示請求者は誰であるかは考慮されず、開示請求に至る背景事由もしんしゃくはされないものである。

したがって、異議申立人の主張は、理由がないものと判断する。

なお、異議申立人のその余の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられるものであることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成18年 8 月 23 日	○ 諮問書の受理（諮問番号39） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成18年 8 月 29 日	○ 新規諮問事案の報告
平成18年 9 月 4 日	○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成18年10月16日 （第三部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成18年11月 6 日 （第三部会）	○ 異議申立人及び参加人の意見陳述 ○ 審議
平成18年11月 6 日 （第三部会）	○ 審議
平成18年12月 8 日 （第三部会）	○ 審議
平成19年 1 月 15 日 （第三部会）	○ 審議
平成19年 1 月 22 日 （第18回審査会）	○ 答申案審議
平成19年 1 月 24 日	○ 答申

別紙 1

番号	対象公文書	非開示とした部分	異議申立ての対象情報	該当条項
1	「建設業法に基づく監督処分に係る事前協議について」と題する決定書（平成〇年〇月〇日付け建情第〇〇〇号）のうちの(株)〇〇〇〇の監督処分に関する文書	決裁文面		
		法人名及び建設業許可番号	同左	条例第10条第1項第2号
		株式会社三井工産に係る処分の検討		
		請負金額	同左	条例第10条第1項第2号
		建設業許可業者に対する監督処分について		
		マンション管理組合の役職名	同左	条例第10条第1項第1号
		法人名	同左	条例第10条第1項第2号
		報告実施結果書		
		個人（公務員を除く）の印影 苦情内容 名刺の写しのうち携帯電話番号及びメールアドレス工事担当者氏名	— 同左 同左	条例第10条第1項第1号
		法人名 法人等の代表者の印影	同左 —	条例第10条第1項第2号
		弁明書、受領書		
		法人等の代表者の印影	—	条例第10条第1項第2号
		7月5日実施の聴取内容		
		個人が特定される記述	同左	条例第10条第1項第1号

取引先が特定される記述 法人名、建設業許可番号、電話番号、 役職名及び氏名 法人名及び法人が特定される記述	同左 同左 同左	条例第10条 第1項第2号
管理組合からの聴取		
個人が特定される記述	同左	条例第10条 第1項第1号
法人名及び法人が特定される記述	同左	条例第10条 第1項第2号
工事請負契約書（大規模修繕工事）		
マンション管理組合の役職名及び氏名	同左	条例第10条 第1項第1号
収入印紙の額面、請負代金額、うち取 引に係る消費税及び地方消費税の額 法人等の代表者及び個人（公務員を除 く）の印影 請負代金内訳書のうち請負金額、数量 （消費税は除く）、単価、金額及び備考 工事仕様書のうち工事内容の詳細	同左 — 同左 同左	条例第10条 第1項第2号
承諾書		
マンション管理組合の役職名及び氏名	同左	条例第10条 第1項第1号
法人等の代表者の印影 契約の金額及び内工事請負代金	— 同左	条例第10条 第1項第2号
注文請書		
下請負人の住所、法人名、収入印紙の 額面、請負代金額、うち工事価格、取引 に係る消費税及び地方消費税の額 法人等の代表者の印影 支払条件のうち契約金額、本体、消費 税及び月別支払金額	同左 — 同左	条例第10条 第1項第2号

		工事請負契約書（給水管更生工事）		
		マンション管理組合の役職名及び氏名	同左	条例第10条 第1項第1号
		法人等の代表者の印影 収入印紙の額面、請負代金額、うち取 引に係る消費税及び地方消費税の額	— 同左	条例第10条 第1項第2号
		工事完了報告書（給水管更生工事）		
		工事担当者氏名	同左	条例第10条 第1項第1号
		施工計画書のうち工事概要及び給水管 ライニング更生工事施工要領書の詳細	同左	条例第10条 第1項第2号
		配管劣化診断調査報告書（揚水管・給 水管）	同左	条例第10条 第1項第1号

## 別紙 2

## 異議申立の対象となった非開示部分

## ア 1号情報

非開示とした部分	非開示の理由
① マンション管理組合の役職名及び氏名 ② 工事担当者及び作業従事者の氏名 ③ 給水メーター取替表のうち部屋番号、メーター番号 ④ 携帯電話番号及びメールアドレス ⑤ 個人が特定される記述	特定の個人が識別される情報であって、通常他人に知られたくないと認められるため。
⑥ 苦情内容	具体的な苦情内容であって、個人に関するプライバシーの記述があり、通常他人に知られたくないと認められるため。
⑦ 配管劣化診断調査報告書（揚水管・給水管）	個人の財産に関する情報であって、通常他人に知られたくないと認められるため。

## イ 2号情報

非開示とした部分	非開示の理由
① 法人名、建設業許可番号、電話番号、役職名及び氏名 ② 法人が特定される記述 ③ 聴取先が特定される記述 ④ 聴取先からの名刺の写し ⑤ 収入印紙の額面、請負代金額、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ⑥ 請負代金内訳書のうち請負金額、数量（消費税は除く）、単価、金額及び備考 ⑦ 契約の金額及び内工事請負代金 ⑧ 支払条件のうち契約金額、本体、消費税及び月別支払金額	法人に関する情報であって、開示することにより、事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるため。
⑨ 施工計画書のうち工事概要及び給水管ライニング更生工事施工要領書の詳細 ⑩ 工事仕様書のうち工事内容の詳細	法人の工事に関する技術情報であって、開示することにより、事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるため。